

共生社会の担い手を育む教育の推進

ー宮城県のインクルーシブ教育システムの構築状況と
コミュニティ・スクールの取組に関する調査研究を通してー

〈特別支援教育研究グループ〉

吉田 典子¹、佐々木 和浩¹、八巻 京子²、橋本 みゆき³、金野 公太⁴

宮城県総合教育センター¹、大衡村立大衡小学校²、宮城県立船岡支援学校³、宮城県立名取支援学校⁴

【要約】 本研究では、本県の小学校・中学校・義務教育学校におけるインクルーシブ教育システム構築の推進状況とコミュニティ・スクールの現況を調査し、その関係性を明らかにすることを目的とした。その結果、コミュニティ・スクールの枠組みを活用することがインクルーシブ教育システムの継続性に影響することが分かった。この知見は、今後の子供たちの共に学ぶ仕組みを安定して整えることに貢献し、共生社会を実現するための人材育成の端緒となると考える。

【キーワード】 共生社会、インクルーシブ教育システム、コミュニティ・スクール

1 研究の背景と目的

障害者の権利に関する条約批准に基づいた関連法が整備され、障害のある者も障害のない者も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことが示されたことで、近年の我が国の障害者を取り巻く状況は変化してきている。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年制定、令和3年改正）で事業者による合理的配慮の提供が令和6年度から義務化され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年制定、令和元年改正）で障害者の法定雇用率が引き上げられたことから、共生社会を実現していくことは社会的要請であることがうかがえる。

教育の分野では、障害者基本法（平成23年改正）において「可能な限り共に教育を受けられるよう内容及び方法の改善・充実」が示された。また、中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年）では、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム構築を推進していく重要性が述べられている。小学校学習指導要領前文（平成29年改訂）には、「一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」とある（幼稚園、中学校、高等学校、及び特別支援学校学習指導要領にも同様の記述）。この前文について、国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム推進センター上席総括研究員兼センター長の久保山茂樹氏は、「多様性を理解し尊重できる人を育てていくことが今後の教育の目指す方向性であるとするもの

であり、『共生社会の担い手を育む』ことを教育全体で目指していると解釈できる」と自身の研究（「共生社会の担い手を育む教育に関する研究ー障害理解教育の検討を中心にー」）の中で述べている。

地域との連携については、同じく学習指導要領前文において社会に開かれた教育課程の実現の重要性について述べられている。また、内閣府から出された「令和5年度版障害者白書」の中でも、教育・福祉における取組として「障害のある幼児児童生徒と、障害のない幼児児童生徒や地域の人々が活動を共にすること」の重要性が述べられている。

本県では、「第2期宮城県教育振興基本計画（平成29年策定、令和6年改訂）」において、共生社会の実現に向けた取組を明示している。その中でも、目標2の基本方向5「多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進」では、「共生社会の実現に向けて、子供たちが共に学び、互いに認め合う態度を育成する」、また、目標4の基本方向10「学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくり」では、「学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、それぞれの役割を適切に果たすことができるよう支援する」と明記している。これらに基づき、「自立と社会参加につながる『共に学ぶ教育』推進モデル事業」や「コミュニティ・スクール推進事業」など、様々な事業が展開されている。

共生社会とは、「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会」であり、「誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」である。その共生社会を担う人材を育成するためにインクルーシブ教育システム構築が重要視されている（前出の中央教育審議会初等中等教育分科会報告）。共生社会の実現を目指す意識の醸成は、学校内だけで完結するものではなく、社会に開かれ

た教育課程の中で取り組んでいく必要があるのではないかと考えた。コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校、以下、ＣＳと記載する）の枠組みを活用することで、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築の推進を学校・家庭・地域との連携が下支えする可能性について着目する。共に学ぶ仕組みの中で子供たちが互いを尊重しながら協働していく経験は、共生社会の礎になると考える。

本研究では、ＣＳの枠組みを活用することがインクルーシブ教育システムの継続性に影響するかどうかを探ることを通して、本県の共生社会の担い手を育む教育の推進に寄与することを目的とする。

2 調査の内容と方法

研究を進めるに当たり、指標となる数値等がないことから、本県のインクルーシブ教育システム構築の推進状況を調査する。その上で、宮城県特別支援教育将来構想の下、本県で平成27年度から取り組んでいる「共に学ぶ教育推進モデル事業」に着目した分析を行う。

また、本県におけるＣＳの現況を調査し、インクルーシブ教育システムの継続性にどのような影響があるのか探っていく。調査対象は、子供が生活する地域に設置されている小学校・中学校・義務教育学校（以下、小・中学校等と記載する）とする。

本研究では、以下の流れで調査を進めていく。

- (1) 本県のインクルーシブ教育システム構築の推進状況調査と分析
 - ① 本県の小・中学校等におけるインクルーシブ教育システム構築の推進状況を調査する。
 - ② 「共に学ぶ教育推進モデル事業」に着目した分析を行い、今後検討すべき課題を整理する。
- (2) 本県のＣＳの現況調査
 - ① 本県の小・中学校等におけるＣＳの整備状況を調査する。
 - ② インクルーシブ教育システムの視点を加えたＣＳの取組状況を調査する。必要に応じて、他県の先進校の事例を聞き取る。
 - ③ 本県でＣＳを導入している地域と、インクルーシブ教育システム構築が進んでいる地域との関連性を分析する。
- (3) (1)と(2)の調査結果を踏まえたインクルーシブ教育システムの継続性とＣＳの関係性の考察

3 調査結果と考察

- (1) 本県のインクルーシブ教育システム構築の推進状況調査と分析について
 - ① 本県の小・中学校等におけるインクルーシブ教

育システム構築の推進状況調査について

調査の概要は、表1のとおりである。

表1 インクルーシブ教育システム構築の推進状況調査（概要）

調査目的	本県の各学校におけるインクルーシブ教育システム構築の推進状況及び学校の現状を把握する
調査対象	本県の全ての小・中学校等の特別支援教育コーディネーター（仙台市を除く）
実施期間	令和7年7月1日～9月26日
回答方法	オンラインアンケートフォーム
回収数	339校 / 345校

調査項目とその回答結果について、次頁の表2及び補助資料1に示す。本調査では、それぞれの学校におけるインクルーシブ教育システム構築を推進するための取組の実施の有無について回答を求め、調査対象校345校中、339校より回答を得た。調査項目のうち「はい」もしくは「いいえ」を選択する二項選択型の項目は全部で18項目あり、表2はその内容と、それぞれが自校の取組状況について「はい」と答えた割合を示したものである。なお、項目14（【特別支援学校のセンター的機能の活用】センター的機能をどの場面で活用しているか）並びに項目17（【医療・福祉・労働等との連携】連携している関係機関はどこか）は二項選択型ではなく、複数選択型の項目（「はい」もしくは「いいえ」で答えることのできない項目）であるが、選択肢のうち「活用していない」もしくは「連携していない」を除いたものから1つ以上を選択した場合を「はい」と同等であると定義し、「はい」に統合して集計、分析を行った。

調査結果を見ると、「はい」と回答した割合が、18項目中13項目（表2において実施割合を太字で示した項目）で80%以上という結果が得られた。さらに、そのうち7項目では、「はい」と答えた割合が95%以上であった。7項目の内訳から、全職員で特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する情報共有を行い、交流及び共同学習を実施し、それに伴って時間割を工夫している学校の実態が示唆される。また、役所の福祉担当課等との外部連携を図り、合理的配慮の合意形成を行い、他の児童生徒との関わりや自己決定の場面設定に配慮している姿も読み取れる。このことから「共に活動する」といった生活面での取組は進んでいると考える。これと比較して教材・教具や指導形態、テストへの配慮といった学習面での取組は、今後更に推進していくことが期待される。

表2 インクルーシブ教育システムに関する調査（n=339）

調査項目	実施割合
1【教育内容・方法①】学校の経営方針にインクルーシブ教育システムの理念はあるか	78.2%
2【教育内容・方法②】保護者や地域に対して理解啓発を図っているか	85.9%
3【教育内容・方法③】合理的配慮の合意形成を図っているか	97.1%
4【支援体制①】校内委員会が定期的に行われているか	93.5%
5【支援体制③】SCやSSWはメンバーに入っているか	58.8%
6【支援体制④】全職員で情報共有する場はあるか	99.7%
7【施設・整備①】施設・設備は整備されているか	83.8%
8【教育課程①】時間割を支援学級との間で調整しているか	97.8%
9【教育課程②】時間割を通級による指導との間で調整しているか	97.8%
10【指導の工夫①】必要な教材・教具・教科書等が準備されているか	94.1%
11【指導の工夫②】指導形態の工夫を行っているか	88.2%
12【指導の工夫③】テスト等において、配慮がなされているか	81.5%
13【指導の工夫④】他の児童生徒との関わりや自己決定の場面はあるか	96.2%
14【特別支援学校のセンター的機能の活用】センター的機能をどの場面で活用しているか	77.1%
15【校内の交流及び共同学習の推進】交流及び共同学習を行っているか	99.7%
16【学校間の交流及び共同学習の推進】特別支援学校との交流及び共同学習を行っているか	65.3%
17【医療・福祉・労働等との連携】連携している関係機関はどこか	98.8%
18【教職員の専門性①】校内で研修会を実施しているか	55.9%

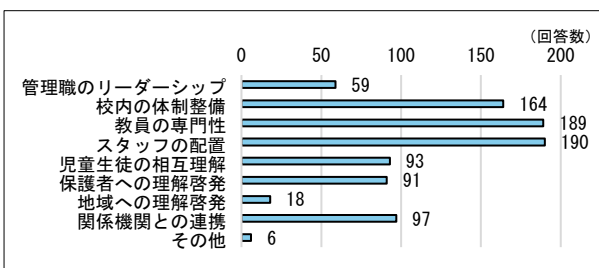


図1 【全体について】課題（もっと必要だ）と思うことを最大3つ選択（n=907）

80%に満たなかった5項目のうち、調査項目5、14、16の3項目については、自治体の予算や人的な配置、立地等も要因として関わってくると考えられる。調査項目1及び18については、図1の結果にも回答者の課題意識が表れている。この2項目については、後述する。

② 「共に学ぶ教育推進モデル事業」に着目した分析による今後検討すべき課題の整理

まず、これまでの取組として、得られた調査結果を基に「共に学ぶ教育推進モデル事業」のモデル校と非モデル校とにおけるインクルーシブ教育システム構築の推進状況の違いについて分析を行った。

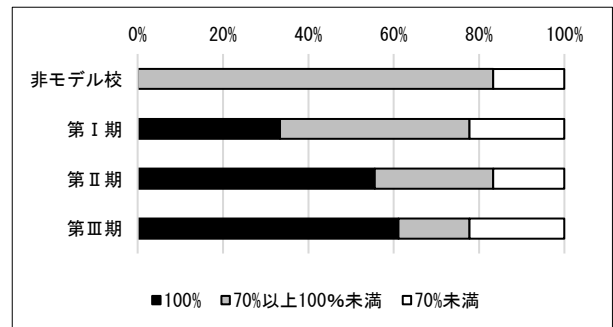


図2 共に学ぶ教育モデル校の取組時期と実施率の関係（n=339）

図2は、調査対象校を上から順に「共に学ぶ教育推進モデル事業」の非モデル校、第I期モデル校、第II期モデル校、第III期モデル校の4種類に分類したものである。

18項目中、全項目を「はい」と回答した割合は、「共に学ぶ教育推進モデル事業」指定終了からの経過期間が短いほど上昇する傾向が認められた。ただし、取組時期ごとに重点項目が異なっていることが影響している可能性も考えられる。また、非モデル校においては、18項目中、全項目を「はい」と回答した学校はないことが分かった。このことから、事業の実施が学校現場におけるインクルーシブ教育システム構築の推進に寄与している可能性が示唆される。

今後もインクルーシブ教育システム構築が継続して推進されるために、システムの継続性を確保する体制づくりが必要になってくると考える。18項目のうち、以下に挙げる6項目（図3～8）は、調査対象校339校から「共に学ぶ教育推進モデル事業」のモデル校を抽出し、回答を取組時期ごとに分類した際に、値に差異が認められた項目である。

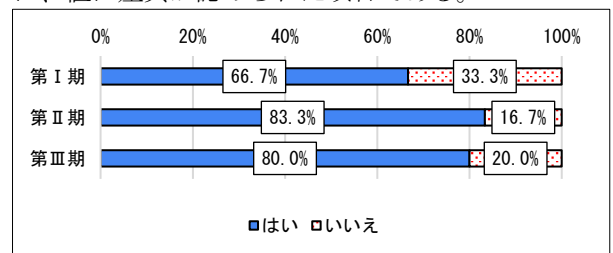


図3 【教育方法・内容①】学校の経営方針にインクルーシブ教育システムの理念はあるか（n=20）

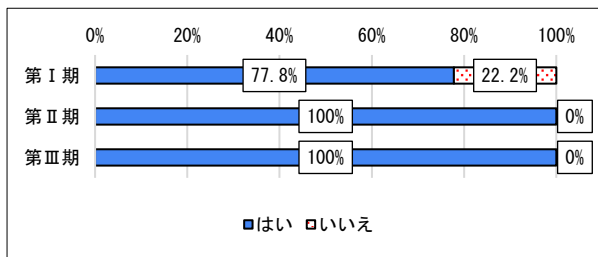


図4 【教育内容・方法②】保護者や地域に対して理解啓発を図っているか (n=20)

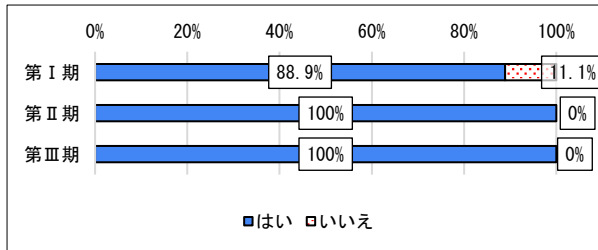


図5 【支援体制①】校内委員会が定期的に行われているか (n=20)

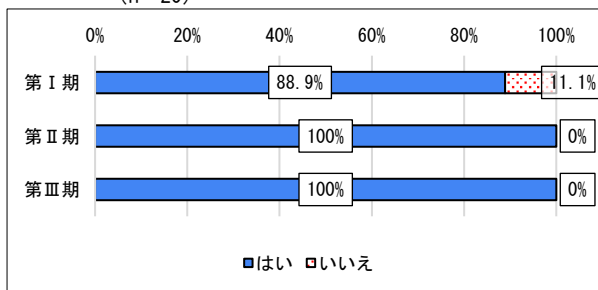


図6 【指導の工夫①】必要な教材・教具・教科書等が準備されているか (n=20)

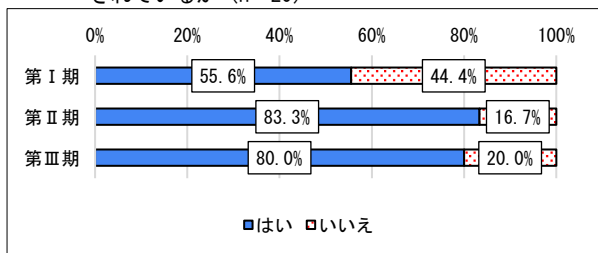


図7 【特別支援学校のセンター的機能の活用】センターの機能をどの場で活用しているか (n=20)

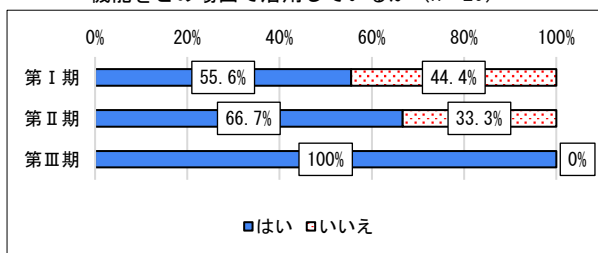


図8 【学校間の交流及び共同学習の推進】特別支援学校との交流及び共同学習を行っているか (n=20)

取組時期ごとに重点項目が異なっていることから差異が現れるのであれば、そういった要因に影響されない方策を模索することは重要であると考え。そこで研究主題の「共生社会の担い手を育む教育」という視点に立った場合、子供たちへの日常的な指導や支援に最も密接に関わってくると考えられる項目【指導の工夫①】(表2)に着目した。この項目と他の項目をクロス集計し、カイ二乗検定を用いた分析を実施、自由度は1、有意水準は5%とし

た。すると統計的に有意な関連性があると判定された2項目が【教職員の専門性①】であった。この項目は、18項目の中で実施割合が一番低かった項目である。検定の結果は、表3で示したとおりである。

表3 指導の工夫と研修会の実施との関連 (n=339)

	研修会あり	研修会なし	総計
指導の工夫あり	184	135	319
指導の工夫なし	6	14	20
総計	190	149	339

$$(\chi^2(1) = 5.85357 \quad p < 0.016)$$

次に、【教職員の専門性①】と他の項目をクロス集計し、同様の条件でカイ二乗検定を用いた分析を実施した。すると、統計的に有意な関連性があると判定されたのが【教育内容・方法②】であった。検定の結果は表4のとおりである。

表4 研修会の実施と地域への理解啓発との関連 (n=339)

	理解啓発あり	理解啓発なし	総計
研修会あり	178	12	190
研修会なし	114	35	149
総計	292	47	339

$$(\chi^2(1) = 20.6257 \quad p < 0.00001)$$

続いて、【教育内容・方法②】と他の項目をクロス集計し、同様の条件でカイ二乗検定を進めると、【教育内容・方法①】との間で統計的に有意な強い関連性が認められた。検定の結果は表5のとおりである。

表5 地域への理解啓発と理念の明記との関連 (n=339)

	経営方針あり	経営方針なし	総計
理解啓発あり	252	40	292
理解啓発なし	14	33	47
総計	266	73	339

$$(\chi^2(1) = 76.5227 \quad p < 0.000000000000000001)$$

表3から、教職員の専門性向上を図る研修活動の実施が、指導の工夫の促進と関連があることが分かった。一方で、研修を実施しないまま工夫をしている学校数も少なくない現状が明らかとなった。指導の質の向上が課題となるのではないかと考える。

表4から、校内での教職員の専門性向上に取り組んでいる学校は、保護者や地域への理解啓発活動も積極的に行っている傾向が見られ、学校全体のインクルーシブ教育システム構築の推進にそれらが波及している可能性が考えられる。

表5から、保護者や地域に対して理解啓発を図ることと学校の経営方針にインクルーシブ教育システムの理念が明示されていることが相互に関連付いたものとして影響を及ぼしている可能性が考えられる。このことから、学校がインクルーシブ教育システムの理念を経営方針として明確に示し、その理念を保護者や地域住民と共有しながら協働する仕組みを活用することが、インクルーシブ教育システム構

策の推進において重要な意味を持つと考える。

これら3つの検定の結果から、「学校の経営方針と保護者や地域に対する理解啓発」に対して促進するための働き掛けを行えば、保護者や地域に対する理解啓発と関連がみられる「教職員の専門性に関する研修会」や、「日々の学習活動に反映される指導の工夫」も促進されていくのではないかと推察される。

(2) 本県のCSの現況調査について

① 本県の小・中学校等におけるCSの整備状況

「地域とともにある学校づくり」に有効なツールであるCSは、平成16年度に始まり、昨年度で20年になる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年改正）により、学校運営協議会の設置について各教育委員会に対し努力義務が課せられた。このことを受けて、本県においてもCSの導入が進んでいる。「令和6年度CS及び地域学校協働活動実施状況調査」によると、本県におけるCSの導入率は令和6年5月時点で40.8%（仙台市を除く）であり、全国平均の58.7%とは17.9ポイントの差がある。また、小・中学校等に目を向けると、本県の小・中学校等のCSの導入率は52.4%（仙台市を除く）であり、全国平均の65.3%とは12.9ポイントの差がある。これらの結果から、今後さらにCSの導入が加速していくことが予想される。

② インクルーシブ教育システムの視点を加えたCSの取組状況調査について

本県の小・中学校等におけるCSでは、現在どのような取組がなされているのか、またCSの取組においてインクルーシブ教育システムの視点は取り入れられているのか、という2つの疑問点について現状を把握するため、調査を行った。

調査の概要は、表6のとおりである。

表6 CSに関する調査（概要）

調査目的	本県におけるCSの取組状況について把握する
調査対象	本県においてCSを導入している小・中学校等の管理職（仙台市を除く）
実施期間	令和7年10月17日～11月7日
回答方法	オンラインアンケートフォーム
回収数	171校 / 196校

本調査では、本県の小・中学校等におけるCSの取組状況について把握するため、回答者属性としてCS導入年次を問う調査項目、CSの運営体制を問う調査項目（【学校運営協議会規定事項に関する状況】に関する3項目、【CSの運営に関する取組】に関する4項目、並びに【CSの運営に関する意識】に関する1項目、計8項目）を設け、選択式により、回答を求めた。調査対象校196校中171校より回答を得た。回答結果は以下のとおり^{*1}である（詳細は補助

資料2に記載）。

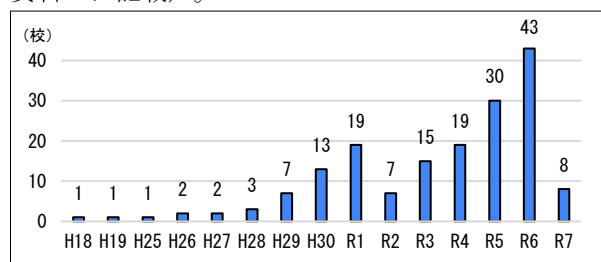


図9 CS導入年次 (n=171)

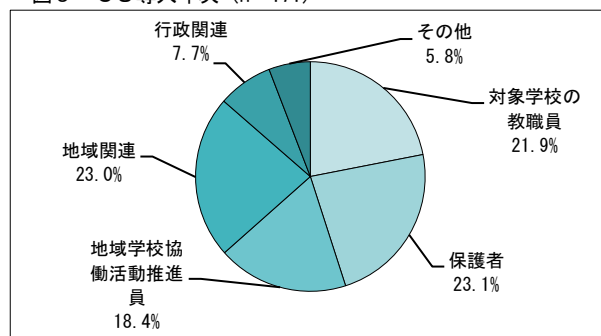


図10 【学校運営協議会規定事項に関する状況①】委員の構成の選出枠組について (n=171)

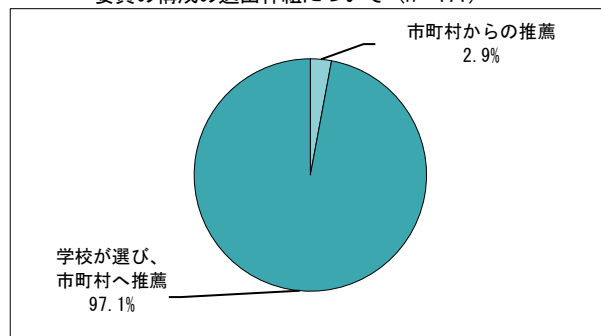


図11 【学校運営協議会規定事項に関する状況②】選出方法について (n=171)

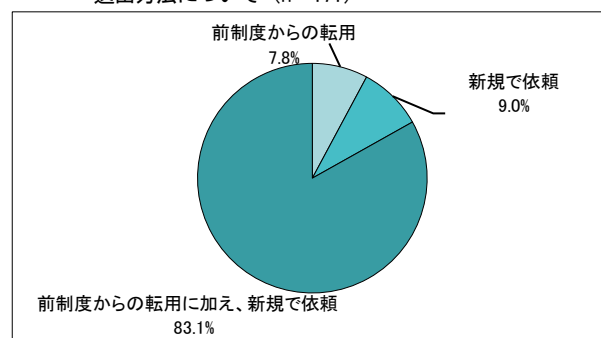


図12 【学校運営協議会規定事項に関する状況②】「学校が選び、市町村へ推薦」と回答した場合、その選出方法について (n=166)

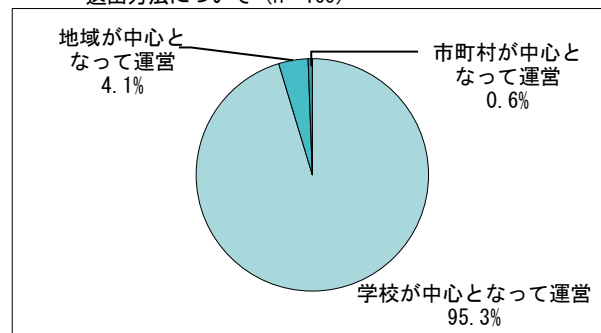


図13 【学校運営協議会規定事項に関する状況③】運営の中心となっている母体 (n=171)

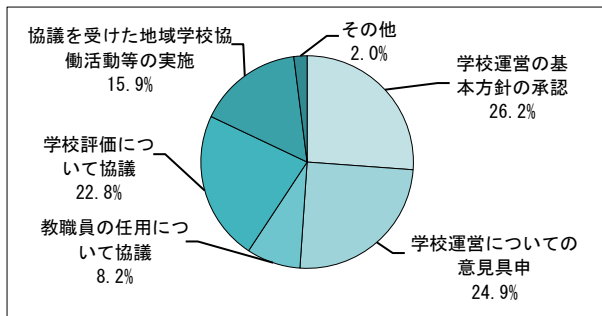


図14 【CSの運営に関する取組①】
行っている取組について (n=171)

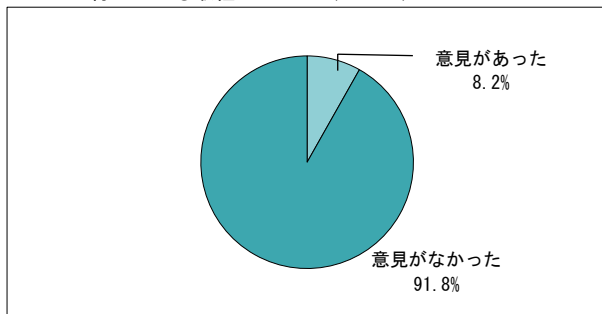


図15 【CSの運営に関する取組②】
行っている取組について、インクルーシブ教育システムに関する意見があったか (n=171)

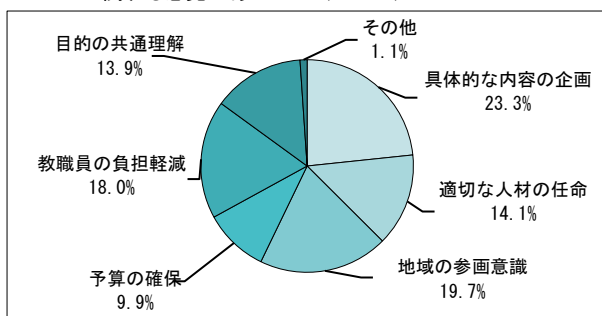


図16 【CSの運営に関する取組③】
学校運営協議会の課題について (n=171)

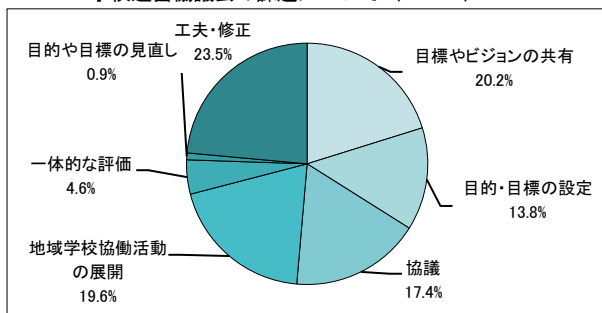


図17 【CSの運営に関する取組④】
PDCAを回していくなかで、今後力を入れたいこと (n=171)

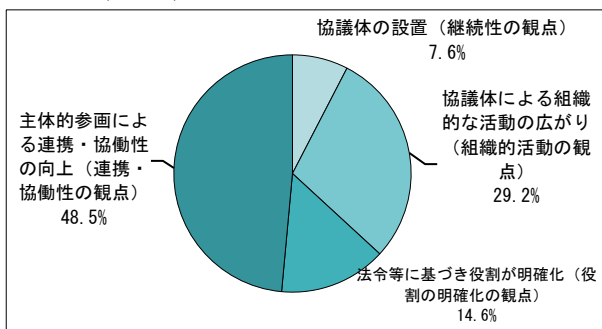


図18 【CSの運営に関する意識】
インクルーシブ教育システム構築に向け、CSのどんな機能が有効活用できるか (n=171)

図9から、CSの導入年次は令和6年度が最も多く、次いで令和5年度、令和元年度、令和4年度と続いた。このことから、本県では近年にCSを導入した学校が多いことが確認された。

図10～13からは、学校運営協議会の人選や運営の主体を学校が担っている状況が読み取れる。委員の選出方法については、図12から、前制度である学校評議員制度を基にしながら必要に応じて新たに委員を依頼している学校が多いことが分かる。

図14から、CSの運営取組（複数選択）では、「学校運営の基本方針の承認」が26.2%と最も高く、次いで「学校運営についての意見具申」「学校評価について協議」「協議を受けた地域学校協働活動等の実施」が続く、これら4つの項目を組み合わせた取組を行っている学校が最も多い結果となった。図16、17では、課題として「具体的な内容の企画」を選択した割合が最も多く、次いで「地域の参画意識」が続く、今後特に力を入れていきたいと考えたとしても「具体的な活動内容の工夫・修正」が最も高く、次いで「共通認識を持つための目標やビジョンの共有」「地域学校協働活動の展開」が続く、実際に何を実施するかに主眼を置く傾向が読み取れた。これらのことから、制度として学校運営協議会を導入したもの、未だ学校評議員制度の運営方法から脱却しきれず、目標やビジョンの共有、具体的な活動の実施について多くの学校で試行錯誤していることが推察される。

図15から、取組においてインクルーシブ教育システムに関する意見が提案されたことがある学校は、全体の8.2%であり、インクルーシブ教育システムの視点を取り入れた取組を議論する機会は大変少ないことがうかがえる。意見が提案された内容としては、「地区で15年かけて子供を育てるコンセプト」「全ての子供が安心して活動に参加できる支援の協力」「インクルーシブ教育がなされているかの確認」「研修会の実施」「サポーターの導入」等があった。図18から、インクルーシブ教育システムの構築に向けてCSの連携・協働性の機能を有効活用できると考えている学校が多いと読み取れる。

③ 本県でCSを導入している地域と、インクルーシブ教育システム構築が進んでいる地域との関連性の分析について

CSの導入とインクルーシブ教育システム構築の推進状況との関連性を見出すため、前出の「インクルーシブ教育システム構築の推進状況調査」の結果を地域という視点から市町村ごとに分類して分析を行った。

図19は、「インクルーシブ教育システム構築の推進状況調査」の18項目のうち、市町村内の学校が「はい」と回答した項目数の平均値を示したものである。市町村を、「市町村内の全ての小・中学校等がCSを導入している市町村」「市町村内の一部の小・

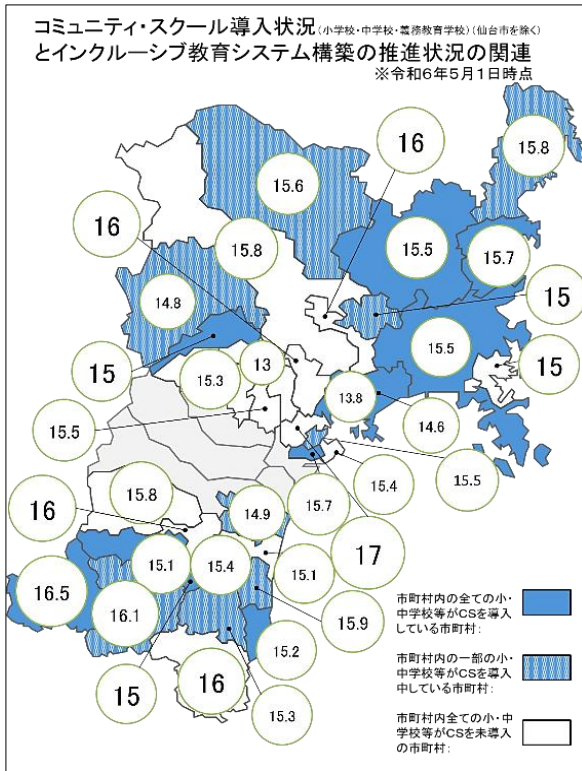


図19 「インクルーシブ教育システム構築の推進状況調査」の18項目のうち、市町村内の学校が「はい」と回答した項目数の平均値（n=339）

中学校等がCSを導入している市町村」「市町村内の全ての小・中学校等がCSを未導入の市町村」の3種類に分け分析を行ったが、CSの導入の有無とインクルーシブ教育システム構築の推進には特段の関連性は認められず、新たな示唆を得ることはできなかった。本県では地域学校協働活動が盛んな地域も多く、その影響が現れていることも考えられる。そこで、地域という枠組みから離れ、学校単位の枠組みへ視座を移して、再度分析を行うこととした。

「インクルーシブ教育システム構築の推進状況調査」の調査対象校339校を「CS未導入校」「CS導入校」「CS導入校のうち、インクルーシブ教育システムに関する意見が出されたことのある学校（以下、インクル意見ありCS導入校と記載する）」の3種類に分類し、「3調査結果と考察」の(1)③において述べた4つの項目（【指導の工夫①】【教職員の専門性①】【教育内容・方法②】【教育内容・方法①】）の値をそれぞれ比較した。結果は、図20～23のとおりである。

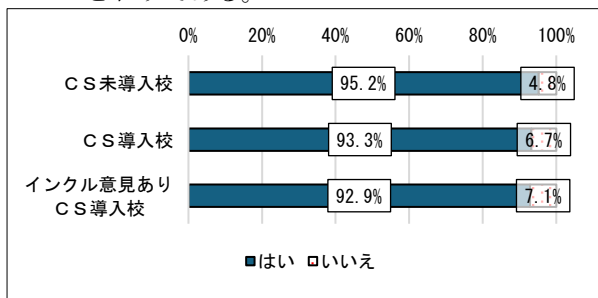


図20 【指導の工夫①】必要な教材・教具・教科書等が準備されているか（n=339）

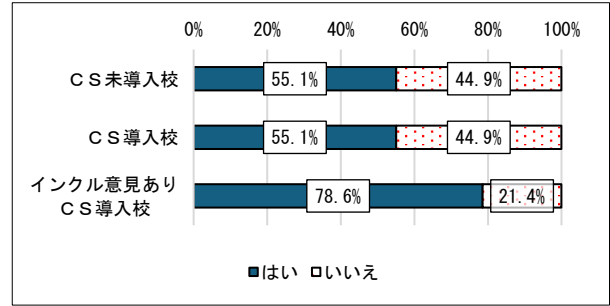


図21 【教職員の専門性①】校内で研修会を実施しているか（n=339）

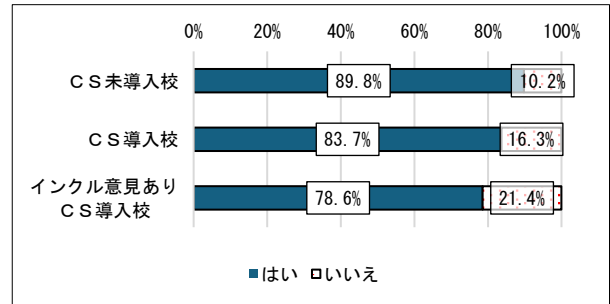


図22 【教育内容・方法②】保護者や地域に対して理解啓発を行っているか（n=339）

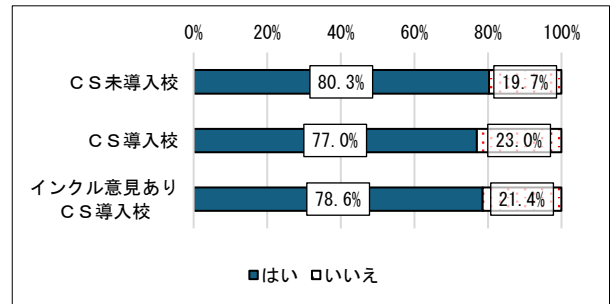


図23 【教育内容・方法①】（学校の経営方針にインクルーシブ教育システムの理念はあるか（n=339）

分析の結果、図20及び図23では目立った差異は認められなかった。図21では値に顕著な差異が認められ、「インクル意見ありCS導入校」は、教職員の専門性向上のための研修会を実施している割合が高いことが分かった。また、図22では、「CS未導入校」が「はい」と答えた割合が高い結果となったが、「地域」と「保護者と地域」を回答した学校に限定して改めて三者を比較したところ、図24に示すように「インクル意見ありCS導入校」の「はい」の割合が一番高い結果となった。

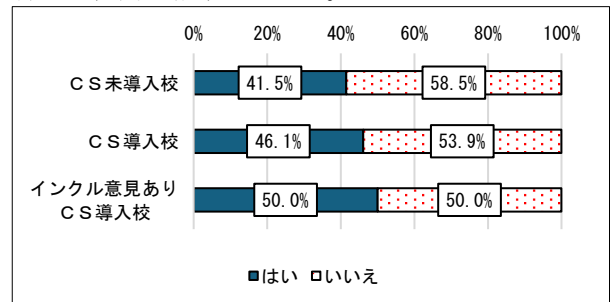


図24 【教育内容・方法②】「保護者や地域に対して理解啓発を行っているか」から「地域」「保護者と地域」のみを抽出したもの（n=339）

これらのことから、3(1)②で述べたように、地域

に対する理解啓発と教職員の専門性に関する研修会には関連性があると考ええる。一方で、当初立てた仮説とは異なり、学校の経営方針に理念が明記されていることと研修の実施率とに関連性は見られなかった。また、図20に示すように、研修率の増加による成果の顕在化までには至っていないが、研修会を行った上での指導の工夫という視点で分析すると、図25のような結果となった。インクル意見ありCS導入校では研修会に裏付けられた指導の工夫が行われており、教員の専門性の向上やより充実した学習環境の構築が期待される。

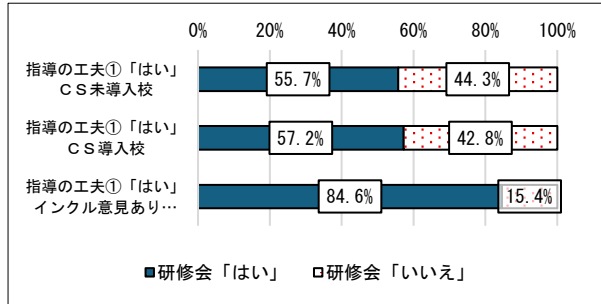


図25 【指導の工夫①】のうち「はい」と回答したもの【教員の専門性①】の回答との関係性 (n=319)

本県におけるCSの取組は運用の初期段階にある学校も多く、一定の示唆を得るためには、インクル意見ありCS導入校の今後の動向を継続的に追跡する必要があると考える。また、今回のアンケート調査結果のみでは、CSの取組が本県のインクルーシブ教育システムをより安定した継続性のあるものとして機能させるために活用できるか否かを明確にすることはできなかった。そのため、追加的な知見を得ることを目的とし、先進校への視察を行うこととした。共生社会の担い手を育む教育を推進していくという視点で先進的な取組を行っている学校を抽出し、課題解決のための方策や具体的な取組の在り方を明らかにするため、聞き取り等を実施することとした。

先進校視察の概要は、表7のとおりである。

表7 先進校視察（概要）

視察目的	地域と連携している先進事例を、授業見学や学校担当者への聞き取り等を通じて調査する
視察先	東京都文京区立駒本小学校 東京都八王子市立松木中学校
視察日	令和7年12月1日

先進校では、以下の3点を重点項目として聞き取りを実施した。

- ア CSという枠組みを活用することで、インクルーシブ教育システムをより安定した継続性のあるものとする事ができているか
 - イ できているならばその要因は何か
 - ウ インクルーシブ教育システムの継続によって、どんな成果が見られたか
- 聞き取りの結果、以下のことが分かった。

ア 駒本小学校では、令和2年度からCSにインクルーシブ教育システムの視点を取り入れた取組を行っており、令和7年度の現在も継続している。松木中学校でも、令和2年度からCSの取組として「子どもたちが生き生きと活動できるように」をテーマに、物理的、心理的な安全基地を作ることに取り組んでおり、現在も継続されている。

イ 上記のような長期的な取組が実現している要因として以下のことが挙げられる。

(ア) 目標やビジョンの共有

共通の目標にインクルーシブ教育システムの視点が明記されているほか、学校運営協議会会長（以下、会長と記載する）が、赴任してきた新校長にこれまで重視してきた事柄を説明し、その継続を要請している。経営方針に理念が明記されていない場合でも、構築された校内体制は保持されていた。

(イ) 主体的参画による連携・協働

学校運営協議会が学校課題を共有し、解決を検討する組織となっている。本県では地域との連携において解決策の実施に主眼が置かれがち（前出のCSに関する調査 図16）である。先進校では、学校運営協議会が学校課題の検討（その課題の解決策は何か）を行い、地域学校協働本部が解決策の実施（課題解決のために何が出来るか）を行う体制が整えられている。また、自治体への報告も別々に行うこととなっている。自治体の「学校運営協議会の設置等に関する規則」に守秘義務があることを前提とした、学校側からの積極的な情報開示から課題を探るため、会議は毎月（最低でも2か月に1回）行われる。前出の規則に会議開催要件として参加者数の定義（過半数等）があり、会議は「批判はしない」を合い言葉に全員参加で行う。会議開催要件を満たすため、年度当初に学校運営協議会委員に開催予定日を明示している。

(ウ) 学校運営協議会主体の人選

委員の人選に当たっては、学校運営協議会の目的（自分たちで考え、実現を目指す）を共有できる人材を登用している。また、委員の任期は2年だが、主体的に活動する人材は再任されることも多く、教職員の異動に左右されない安定した枠組みで継続性のある活動が展開されていた。

(エ) 役割の明確化と具体的な活動内容の工夫

学校運営協議会の熟議の内容について、会長、校長、副校長が会議終了後短時間で打合せを行い、次回の資料を各自作成し持ち寄るなど、互いに主体的な参画ができるシステムづくりが構築されており、学校運営協議会が考えた取組を、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）が地域学校協働本部に伝え、形にしていく体制

ができていた。具体的な活動内容としては、学校運営協議会主催の特別支援教育に関する研修会を開催している。教員の専門性を高めるための研修会であると同時に、子供たちの支援に携わる学校サポーターや地域の人々も共に受講することで、子供たちへの一貫した支援を行うための手立てが講じられていた。また、各校の課題に沿って、授業の支援に入ったり、居場所づくりを試みたりしていた。

(オ) 教職員の任用等について

教職員の任用に関して、特別支援教育の免許状を有する教員を公募したり、特別支援教育の実践経験の有無を面談で確認したりしており、特別支援教育への意識を高める要因となっていると考える。

(カ) 自治体のバックアップ

学校運営協議会とは「学校が何をすればよいか」を考えるのではなく「自分たち（学校運営協議会）に何ができるか」を考える組織であるという意識を醸成するための研修が自治体によって実施されており、自治体からCS独自の活動に対して、金銭的な面も含めて補助が行われていた。加えて、自治体が設けている制度を活用した豊富な人的資源があった。時間単位で学校の支援を行う学校サポーター等が数多く登録されており、地域学校協働活動推進員が学校側の需要に応じて必要な人材を調整・配置している。また、自治体が育成講座を開設し、学校サポーター等の資質向上を担っていた。この制度を活用することで、学校現場が必要とときに必要な支援を得ることができ、充実した教育活動を展開できていた。

ウ インクルーシブ教育システムの継続による成果として、駒本小学校では、一人一人を尊重し、互いを認め合う風土が全校および地域全体に根付いている。多様性を当然のものとして受容し、存在そのものが尊重される学校づくりが進められており、学校評価においても肯定的な評価を得ている。松木中学校では、学校以外の子どもの居場所（Third place）や学校内にCS運営主体の放課後カフェが開設され、多様な背景を持つ子供たちのつながる場所となっている。また、地域の人々が支援を必要とする住民に対して、受容的な対応をする変化が見られている。さらに、発達障害のある若者が支援員となって学校で活動を始めている。

先進校のこうした取組は、前出の図1で示した、「インクルーシブ教育システム構築の推進に関して、課題と考えられるもの」の上位に挙がっていた「校内の体制整備」「教員の専門性」「スタッフの配置」を改善していくものとして捉えることができる。このことから、視察で得られた知見を生かすこ

とで、本県の課題が解決できる可能性があると考え

(3) (1)と(2)の調査結果を踏まえたインクルーシブ教育システムの継続性とCSの関係性の考察

(1)と(2)の調査より、地域への理解啓発を促進する働き掛けが、研修の実施率向上に寄与する可能性があることや、学校運営協議会の議題でインクルーシブ教育システムについて取り上げることが共に学ぶ環境整備に効果をもたらす可能性があることが分かった。これらのことから、CSの枠組みを活用することによって、インクルーシブ教育システムは安定した継続性のあるものとなると考える。

インクルーシブ教育システムの視点をCSの枠組みに取り入れるためには、まずはCSの運営が軌道に乗っていることが不可欠であり、CSの円滑な取組を進めるためにこれまでに得られた知見を基に以下の事柄を推進していくことが重要である。

○ 全員参加の会議

全員が意見を述べる学校運営協議会の開催。そのために、規則に会議開催要件として参加者数の定義（過半数等）と、年度当初の開催予定日の明示。

○ 意識の醸成と研修の充実

学校運営協議会とは「学校が何をすればよいか」を考えるのではなく「自分たち学校運営協議会委員に何ができるか」を考える組織であるという意識の醸成。そのことを周知するための研修の充実。

○ 主体的な参画ができるシステムづくり

学校運営協議会の熟議について、その内容の検討や資料作成等の準備、当日の運営等に関する打合せを持ち、学校だけに過度な負担が掛からず、当事者が対等な立場で主体的な参画を行うシステムづくり。

4 提案

これらを踏まえた上で、本県の学校現場が求めている事柄として、CSに関する調査の「インクルーシブ教育システム構築に向け、CSの有効活用できる機能」で最も割合の高かった「主体的参画による連携・協働性の向上」に着目し、その具体的な方策として以下の5点を提案する。

(1) 学校側から学校運営協議会への積極的な情報開示と情報共有の場の設定

インクルーシブ教育システムの推進状況と課題について積極的な情報共有を適宜行うことで、地域との具体的な取組案の検討が可能となる。

(2) インクルーシブ教育システムの視点を明記した共通の目標の設定

インクルーシブ教育システムの視点を学校経営方針へ明記するだけでなく、共通の目標としても設

定することで、地域と学校が共通の視点で多様な子供の育成に関与できる。また、教職員の異動等の学校現場の変化に影響されない安定した取組が継続されることにつながる。

(3) 学校運営協議会主体の子供の居場所づくり

全ての子供が安心して活動（学校や地域の行事、防災の取組等）に参加するための方策を学校運営協議会で考え、話し合うことを通じて理解啓発を図る。また、そのことにより、全ての子供たちが地域での行事や校外学習等で活動する際の学習活動の幅が広がり、充実した教育活動が展開されることが期待できる。

(4) 学校サポーター等の人的支援の活用

子供たちへの日々の指導・支援において、外部の人材を活用することで個に応じた学習支援や行事での支援の充実が図られると考える。

(5) 学校運営協議会が主催する教職員と合同の研修会の実施

インクルーシブ教育についての研修会を学校運営協議会が主催し、教員、保護者、学校サポーター等地域の人々が参加できるようにすることで、理解促進と支援の質の向上を図る。子供たちの教育に携わる様々な立場の者が当事者として子供たちへの一貫した指導・支援を行うことにつながると考える。

この提案は、学校課題が多岐にわたる昨今の学校現場において、更に新しい取組を増やすのではなく、既存の取組にインクルーシブ教育システムの視点を取り入れることである。それらを下支えするものとしてCSを活用することで、子供たち一人一人へのよりよい教育活動を行うための選択肢が増え、子供たちに還元される取組がより充実することを目指していきたい。

5 まとめと今後の対策

本県が取り組んできた「共に学ぶ教育推進モデル事業」はインクルーシブ教育システムの構築を推し進めてきたが、モデル事業終了後のシステムの継続性や指導の質向上に課題が残った。そこで、CSの枠組みを活用した事例を調査した結果、継続性や質が担保される可能性があることが分かった。また、CSにインクルーシブ教育システムの視点を入れることにより、共に学ぶ仕組みが学校だけにとどまらず、地域全体でその推進を支えるものとなり得ることがこれまでの調査結果や先進校視察から示された。学校や地域で、子供たちが互いを尊重しながら様々な学びを経験することは、結果として共生社会の担い手を育むことにつながると考える。そのために、学校現場への支援体制の拡充が求められる。特に、学校サポーター制度の導入やCS独自の活動への補助等を自治体が検討していくと、より効果的な教育環境が図られると考える。

本県では、まだインクルーシブ教育システムの視点を入れたCSの取組は少ないことが調査より示され、今後この結果を県内の学校に周知していくことが必要だと考える。また、社会的啓発もまだまだ十分とは言えない。学校・家庭・地域が一体となって子供を育てるという意識を醸成するため、CSを軸とした社会全体で子供を育てる体制の強化が図られる必要がある。そのために、CSの活動の促進、例えばCS導入初期段階における研修会の充実や運営マニュアル等技術支援を含めた包括的な支援施策がもっと活用されるとよい。その上で、この環境下で行われる共生社会の担い手を育む教育がどのような効果を上げているかを検証していく必要があると考える。

最後に、視察先の校長と会長の言葉を紹介して結びとしたい。校長からは「学校が抱える課題は複雑化しており、単線では解決が容易ではない。学校だけでは手が出せないところを、学校運営協議会の力を借りることで複線化でき、教育活動を充実させることができる」との話を頂いた。会長からは「初めからたくさん求めない。まずは、委員が学校の理解を深めていくことがスタートである。そこから『こういうことをしてあげたい』が出てくる」という話を頂いた。

本県の取組も一歩ずつ前進することを目指し、本研究が、その一助となれば幸甚である。

【注釈】

- *1 調査結果の割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合がある。

【引用・参考文献】

- 1) 中央審議会（2012）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）
- 2) 文部科学省（2017）「小学校学習指導要領」
- 3) 久保山茂樹ほか（2025）「共生社会の担い手を育む教育に関する研究—障害理解教育の検討を中心に—」
- 4) 内閣府（2023）「令和5年度版障害者白書」
- 5) 宮城県（2024）「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」
- 6) 宮城県（2015）「宮城県特別支援教育将来構想」
- 7) 宮城県（2024）「共に学ぶ教育推進モデル事業第Ⅲ期成果報告書」
- 8) 文部科学省（2020）「コミュニティ・スクールのつくり方」
- 9) 文部科学省（2024）「令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査の結果（概要）補足資料」
- 10) 八王子市教育委員会（2023）「八王子市第五次特別支援教育推進計画」
- 11) 八王子市教育委員会（2024）「学校運営協議会マニュアル（第六版）」

- 12) 八王子市教育委員会（2025）「地域学校協働活動推進員（学校コーディネーター）ハンドブック（令和 7 年度改訂版）」
- 13) 世田谷区教育委員会（2025）「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」
- 14) 文京区教育センター（2025）「令和 6 年度版文京区教育センター紀要」（第59号）